

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年12月1日（金） 号外第84の2号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **教委規則** 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則（10）（人権教育課）・・・・・・・・・・ 2

教育委員会規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。<u>以下同じ。</u>）を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務</p> <p>(3) <u>高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）</u>において教育を受ける生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）<u>並びに</u><u>高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科において教育を受ける生徒の生計を維持する者の</u>経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務</p>	<p>(<u>県立学校への</u>就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）を退学後、<u>県立高等学校</u>に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務</p> <p>(3) <u>県立高等学校</u>において教育を受ける生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務</p>

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第43号）の施行の日から施行する。